

体験活動に携わる方に 知ってほしい 4つのコト



多様な体験の機会と
体験活動の意義



2~10
ページ



子供の心理と
子供との接し方



11~14
ページ



子供の人権と
指導者のモラル



15~18
ページ



安全管理の
ポイント



19~22
ページ



<本書の作成理由と活用について>

遊びの変化と経験

子供たちは、遊びを通して様々な経験を積んでいきます。遊びを面白くするためにやり方を工夫したり、ルールを作ったり、また、意見が異なるときは、うまく折り合いをつけたり、時に喧嘩になったときは、誰かが仲裁に入ったり。こうして、望ましい人間関係を築く力や規範意識などの社会性を身につけていきます。

また、自然の中で遊ぶことにより、自然の美しさや不思議さを発見し、好奇心をはぐくみ学ぶ意欲の土台が築かれていきます。

しかし、時代の変遷・社会の変化とともに、遊びが外から内へ、大勢から一人へと変化していき、これまで、遊びを通して経験してきたことがされなくなってきたことが、子供たちの基礎体力やコミュニケーション力の低下、社会生活への不適応など、子供の様々な問題の要因の一つとして指摘されています。

体験活動と指導者

そこで、子供たちの経験の不足を補い、また、豊かなものにするために、大人が意図的・計画的に、自然体験・生活体験・交流体験の場を創りだしていくことが求められています。

学校では授業に体験活動・体験的な学習を取り入れることや集団宿泊活動の日数を延ばすといった充実を図る取組。学校外では、放課後子ども教室や土曜学習(土曜日の教育活動の総称)の実施、子ども会などの青少年団体に加入しての活動や青少年教育施設の主催事業への参加など、様々な取組が展開されています。

このような体験の機会を意図的・計画的に創り出すためには、企画や指導・運営を担う指導者が必要となります。

大人は子供のモデル

長崎県が展開している「ココロねっこ運動」では、「大人のあり方を見直す」として、地域の大人が子供に関わることが、子供の豊かな心を育む上で必要だとしています。

既に、地域で体験活動に携わっている方々(大人)がいらっしゃいます。大人が子供に指導するといった直接的な関わりばかりでなく、大人同士が仲良く話していたり、協力し合ったりする姿を見せるといった間接的な関わりもあります。大人は子供にとってモデルとなる存在ですから、大人には話す内容(指導内容)や話し方、立ち居振る舞いなど留意しなければならないことがあります。

基本的な知識を身につけ資質を高める研修

少し前に、スポーツ指導者の体罰(暴力)が問題となりました。指導者は、子供のためにと考えてのことですが、勝利至上に走り、かえって子供の心を傷つけてしまいました。

また、ボランティアで子供たちに野外活動をさせ事故にあったケースでは、善意で行うボランティアといえども過失責任を問われることがあります。

こうした事態が起らないようにし、かつ、子供たちに豊かな体験の機会を提供するためには、指導者となる方々に、指導者に必要な知識・技術を身につけ資質を高めることが求められます。しかしながら、研修を受ける機会はそう多くありません。

そこで、指導者に必要な最低限のことをお伝えするために、地域の方々に集まっていただき、そこに講師を派遣する「出前講座」を実施することとしました。本書は、出前講座の内容の均質化を図るためにテキストとして作成したものです。

本書を活用した出前講座が数多く開催され、子供の体験活動の機会が増えることを祈念するとともに、ご執筆いただいた皆様に衷心より御礼申し上げます。

「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員長 小林 真一

子供たちに多様な体験の機会を!

Ⅰ 学校の宿泊学習(自然教室)

青少年教育施設などを利用して行われる宿泊学習は、特別活動・学校行事の「遠足・集団宿泊的行事」(小学校)に位置づけられ、「望ましい人間関係の形成」などを目標としています。

ここでは、4年生と5年生の2回実施している諫早市立諫早小学校の取組をご紹介します。

諫早市立諫早小学校

4年生の宿泊体験学習(平成26年5月実施 4年生全児童参加 1泊2日)

(1)ねらい

集団生活における規律ある態度の育成と体験活動を通じた自分力向上

(2)主な活動内容

- ①課題解決ラリー ②野外炊飯 ③グリーンアドベンチャー

(3)活動の成果

本校は「人間関係構築力」の育成を目指し、活動・体験学習を系統的に計画し、位置づけています。

本宿泊学習では、自分のことは自分で行う力の育成をめざして活動を仕組みました。活動の中では自分本位な行動も多く見られましたが、その都度、助言を与えたり、グループで考えさせたりする中でルールやマナー、集団の関わりを意識できるようになっていきました。



5年生の宿泊体験学習(平成26年6月実施 5年生全児童参加 2泊3日)

(1)ねらい

集団生活における規律の育成と体験活動を通じた人間関係構築力の育成

(2)主な活動内容

- ①イニシアティブゲーム ②野外炊飯 ③テント宿泊(1日目) ④沢登り ⑤オリエンテーリング

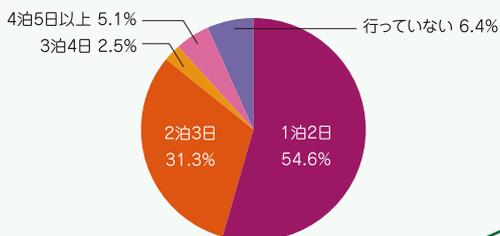
(3)活動の成果

人と関わり合う力や自分のことは自分で行う力の育成をねらいに活動を仕組みました。それぞれの活動の中で課題や問題が出てきましたが、その都度、立ち止まり、話し合い、考えさせる時間をとり、関わりをもたせたことで課題に向き合い、仲間とともに学ぶ意識が高まる機会となりました。



「小学校の集団宿泊活動の日数」 column

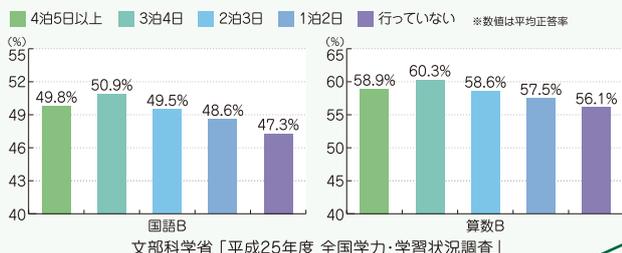
「平成25年度全国学力・学習状況調査」によると、1泊2日の学校が50%以上で、2泊3日の学校が約30%となっています。文部科学省が推奨する5日程度(4泊5日以上)は、約5%程度です。



「小学校の集団宿泊活動の日数と学力」 column

「平成25年度全国学力・学習状況調査」によると、集団宿泊活動を実施した学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向にあります。

第6学年の児童に対して、第5学年までの間に自然の中での集団的宿泊活動を行いましたか



学校支援会議での取組

学校と家庭と地域が協議・協働し、地域全体で子育てに取り組む学校支援会議でも、体験活動に取り組んでいます。

ここでは、佐世保市立祇園小学校の取組をご紹介します。

佐世保市立祇園小学校

(1) 活動の様子

放課後子ども教室の「にこにこ教室」をはじめ地域、保護者、学校が一体となった「鍛錬遠足」、「祇園ショップ」、「中庭のレイアウト」や、地域の人が講師となり開催する「サマースクール」など多岐にわたり実施しています。子供たちばかりでなく、企画する大人も楽しんでいます。

(2) 成果

毎年、児童にアンケート調査を実施しており、3年間で「自分にいいところがある(自尊感情)」が69%から77%へと8ポイント上がり、「自分が住んでいる地域が好き(地域を愛する)」が81%から86%へと5ポイント上がる成果を見せています。

また、地域の大人同士が顔見知りになり、地域の活性化につながっています。子供たちも大人の頑張る姿を見て、自分たちも自主的なボランティアとして協力し、上級生が下級生を指導するなど受け身ではなく挑戦する心が育っています。



祇園ショップ



中庭のレイアウト



サマースクール

地域の方々が教育活動に関わっている学校の方が、学力調査の平均正答率が高い傾向にあります。

column

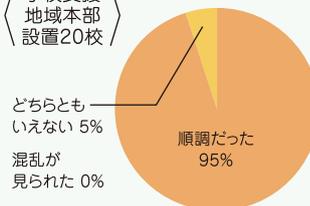
〔教科の平均正答率との関係が見られた項目〕【小学校】

| 質問事項 | 選択肢 | 当該選択肢を選んだ学校の平均正答率 | | | |
|---|------------------|-------------------|-------|-------|-------|
| | | 国語A | 国語B | 算数A | 算数B |
| 〈地域の人材・施設の活用〉 | | | | | |
| PTAや地域の方が学校の諸活動(学校の美化など)にボランティアとして参加してくれますか(77) | ①よく参加してくれる | 73.4% | 56.3% | 78.8% | 58.6% |
| | ②参加してくれる | 72.0% | 54.7% | 77.6% | 57.1% |
| | ③あまり参加してくれない | 69.7% | 51.8% | 75.3% | 54.1% |
| | ④全く参加してくれない | | | | |
| 保護者や地域の方の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか(79) | ①そう思う | 73.5% | - | - | - |
| | ②どちらかといえば、そう思う | 72.2% | - | - | - |
| | ③どちらかといえば、そう思わない | 71.0% | - | - | - |
| | ④そう思わない | 71.2% | - | - | - |

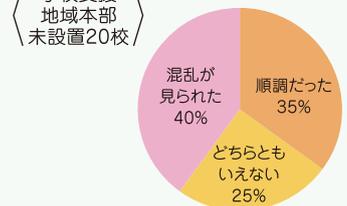
東日本大震災の際、学校支援地域本部を設置している学校の方が、避難所の設置が順調だったという報告があります
(宮城県内小中学校の校長40名への聞き取り調査の結果)。

「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなく」
学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者
会議、平成23年、文部科学省

〈学校支援
地域本部
設置20校〉



〈学校支援
地域本部
未設置20校〉



青少年教育施設の取組

青少年が自然体験や生活体験、交流体験などを行う場が青少年教育施設です。長崎県には、国公立の宿泊型施設が8施設、日帰り型施設が1施設あり、それぞれ特色ある事業を展開しています。

ここでは、長崎県立千々石少年自然の家の取組をご紹介します。

千々石自然の家は、子供を対象とした19本の主催事業を企画・実施し、各事業の目的を果たしています。その中で、「雲仙っ子夢楽習」「ちぢわっ子夢楽習」という、いわゆる通学合宿についてご紹介します。

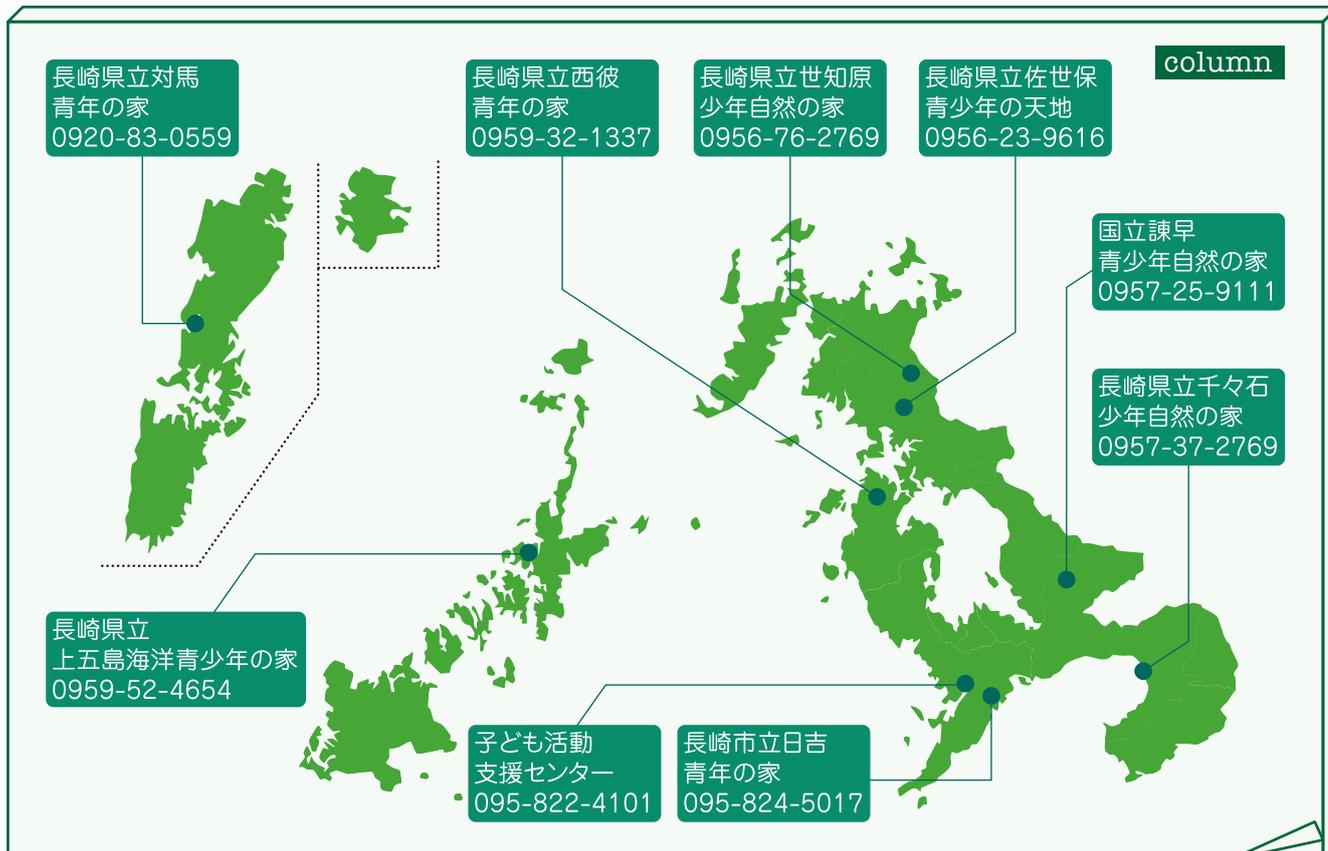
今の子供たちは昔と違い、欲しい物などあらゆる欲求を享受でき、不自由なく生活を送っている反面、我慢強さに欠け、特に心情面の発達が未熟であるといえるでしょう。

そこで、3泊4日のこの事業では、学校と自然の家への送迎はもちろんのこと、自然の家に帰ってきてから翌日の登校までの時間帯で次の目的を達成することをねらっています。

- ① 親元を離れ、年齢の異なる集団の中で生活することにより、自立心や社会性を身につける。
- ② 家事などの日常生活を自分自身で行うことにより、子どもの自主性・協調性を高める。
- ③ 家庭を離れ、生活することにより、家族の絆を再認識し、感謝する心を育てる。

この事業の特徴は、仲間作りから始まり、3日分の夕食の献立作りから買い出し、そして、調理、夕食後の自主学習です。

今後、子供たちが長い人生を送る中で、様々な問題に直面したとき、この事業で体験したことを生かして、その問題を処理できればと強く願っています。



青少年団体の取組

青少年団体は、青少年の健全育成を目的に、組織的な活動を展開しています。ここでは、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトについて紹介します。

子ども会(一般財団法人 長崎県子ども会育成連合会)

子ども会は、心身ともに健全な人間の育成を目的に、「友情」「奉仕」「鍛錬」を合い言葉に、県下の子ども会指導者・育成者が「子どもによる、子どものための、子ども会活動」を進めています。子供たちは、社会体験や自然体験、地域行事などの様々な子ども会活動を行う中で、仲間意識や協力の大切さなどを自らの力で学んでいます。

長崎県子ども会

検索



ガールスカウト(ガールスカウト長崎県連盟)

ガールスカウトは、少女と女性の視点に立って、より幸せな社会と未来の実現を目指し、リーダーシップを発揮できる人材育成をするとともに、社会に変化をもたらすチェンジエージェントとして行動します。長崎県内には6団あり、県内の素晴らしい自然とともに、地域性を活かし様々な活動を行っています。また、活動を通して、「少女と若い女性が自分自身の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人」となれるよう様々な体験活動を展開しています。

長崎県ガールスカウト

検索



ボーイスカウト日本連盟(日本ボーイスカウト長崎県連盟)

世界162の国と地域で展開されているボーイスカウト運動は、我が国の日本連盟においては、ボーイスカウトの組織を通じ、青少年がその自発的活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することを教育目的に掲げて活動をしています。

長崎県ボーイスカウト

検索



現在、長崎県では、20コ団(1コ団は休団中)が県内で活動しています。

会員が減少する青少年団体

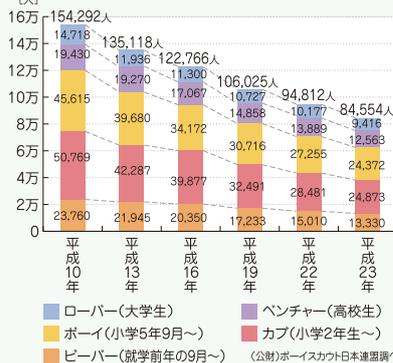
column

少子化を背景に、各団体とも加入者数・会員数が減少傾向にあります。

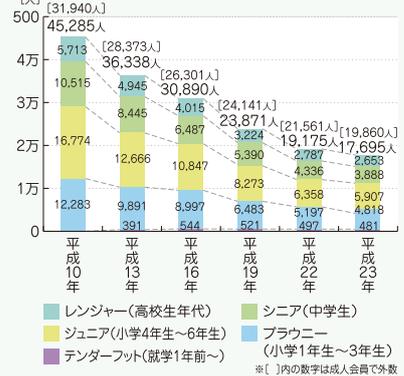
〈子ども会加入者数の推移〉



〈ボーイスカウト会員数の推移〉



〈ガールスカウト会員数の推移〉



(出典)「今後の青少年の体験活動の推進について」中教審答申(平成25年)

I グループの取組

組織的な活動ではなく、子育てや体験活動への思いや考えを共有する人たちでグループをつくり、自然体験活動を行っている方々がいらっします。

ここでは、家族グループ「森っ子クラブ」の取組をご紹介します。

森っ子クラブ（長崎県諫早市）

「諫早市こどもの城」のプログラム「森のようちえん」に参加した乳幼児の親子が中心となり、「大人も『本気で』遊ぶ!アウトドア子育て」をテーマに活動しています。これまでに、「アウトドアクッキング(焚き火)」「森歩き(ゴミ拾い)」「金泉寺登山」や「キャンプ」にチャレンジしています。

子供たちは自発的に「仕事」を見つけて、自信を持って活動するようになりました。小さな子の面倒を見たり、「お友達と協力することにより、成し遂げられること」を考えたり。真剣な表情や嬉しそうな表情から、子供の「人の役に立ちたい」と思う気持ちが、よく伝わってきます。時々、喧嘩になることもありますが、この「お友達と沢山ぶつかって、相手の気持ちや痛みを知る」という幼少期の経験こそ、いじめを無くす重要な要素だと思っています。喧嘩のあとは、また新しい遊びが生まれて、今まで以上に仲良しになっているのです。痛みや辛さ、感謝や喜びを体験し、ごめんね、ありがとう、を心から学ぶきっかけになっています。

大人にとっては、よその子を見守ることで別の視点から子供たちを見ることができ、自分の子育てに活かすことができるようになったと思います。活動に共感した十数組の家族が、満天の星空の下、焚き火を囲んで歌い語らいます。終盤にもなると、別々だった家族がひとつの仲間になり、悩みも喜びも共有しています。仲間っていいな、子育てって楽しいな、自然って素敵だなと熱い気持ちが溢れる瞬間です。



体験活動・読書活動を応援する「子どもゆめ基金」

column

法人格を持たないグループやサークルなども、子供を公募して体験活動や読書活動を行う際、助成を受けることができます。その仕組みが「子どもゆめ基金」です。

<助成の対象となる活動>

- 自然体験活動、科学体験活動、交流体験活動、社会奉仕体験活動、職場体験活動
- 読書活動、読み聞かせ会 ■指導者養成やフォーラム

<助成の対象となる団体>

- 財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等
- 法人格を有しないが、活動を実施する体制が整っている団体

<助成の対象となる経費>

- 謝金(講師、スタッフ、団体構成員など)
- 旅費(講師やスタッフ、団体構成員等が活動場所や打ち合わせ会議開催場所までに要する交通費及び宿泊費)
- その他(募集チラシの印刷費、通信運搬費、借料損料、消耗品費)等

※参加者の交通費や食事は、通常では助成対象になりませんが、「困難な環境にある子どもの体験活動や読書活動への助成」では、助成対象になります。

詳しくは

子どもゆめ基金

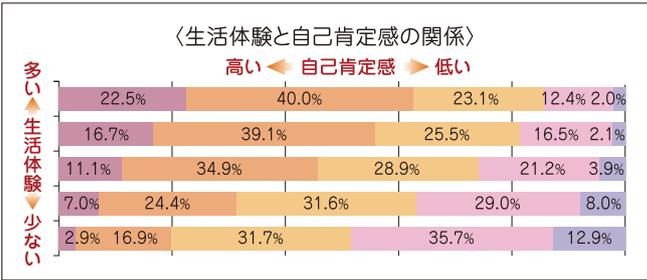
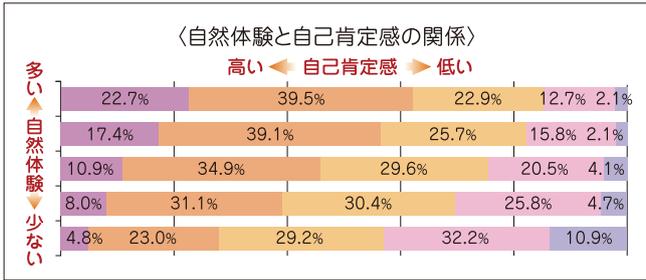
検索

「生きる」力をはぐくむ体験活動

子どもの成長にとって豊かな体験が必要なことは、文部科学省や国立青少年教育振興機構の調査によっても、明らかになっています。

自然体験・生活体験と豊かな心

自然体験や生活体験と子供たちの自己肯定感との関係は、独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施している「青少年の体験活動等に関する実態調査」によると、自然体験や生活体験が豊かな子供ほど、「今の自分が好きだ」「自分には自分らしさがある」など、自己肯定感が高い傾向にあります



(出典)「青少年の体験活動等に関する実態調査」国立青少年教育振興機構(平成24年度)

「青少年の体験活動等に関する実態調査」(平成24年度)国立青少年教育振興機構 column

子供の成長に体験が重要であることを客観的に説明する方法として質問紙調査(アンケート調査)があります。独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国の公立小学校の児童と保護者、公立中学校や全日制高等学校の生徒を対象に、体験活動や意識等の実態について全国規模の調査を実施しています。この調査結果は、854校、約28千人(児童・生徒)のもので(平成25年2月に実施)。

【自然体験に関する質問】

Q海や川で泳いだことがありますか Q大きな木に登ったこと など

【生活体験に関する質問】

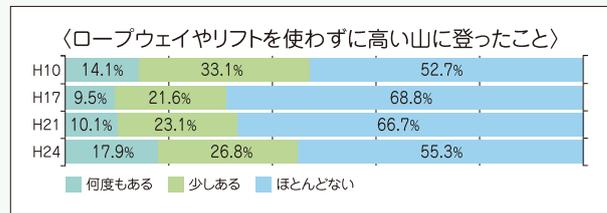
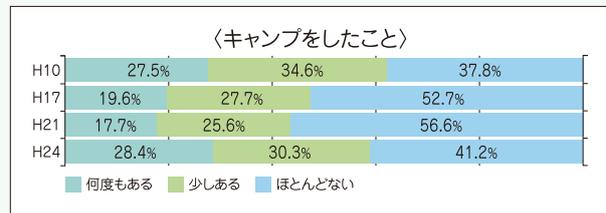
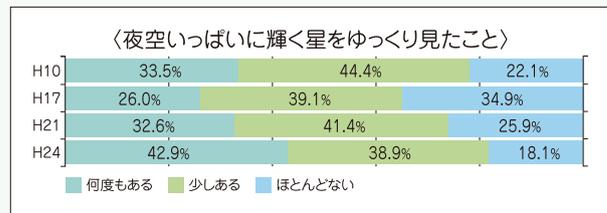
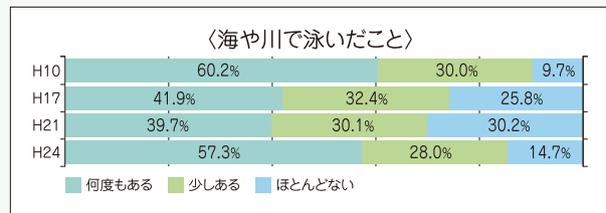
Qタオルやぞうきんを絞ったことがありますか Qナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと など

【自己肯定感に関する質問】

Q学校の友だちが多いほうだ Q今の自分が好きだ Q自分には自分らしさがある など

【自然体験の14年間の変化】

この調査は、平成10年から継続的に実施しているので、過去の調査結果を比較することができます。これによると、子供たちの自然体験は平成10年以来減少していましたが、平成24年は増加傾向にあることが分かります。

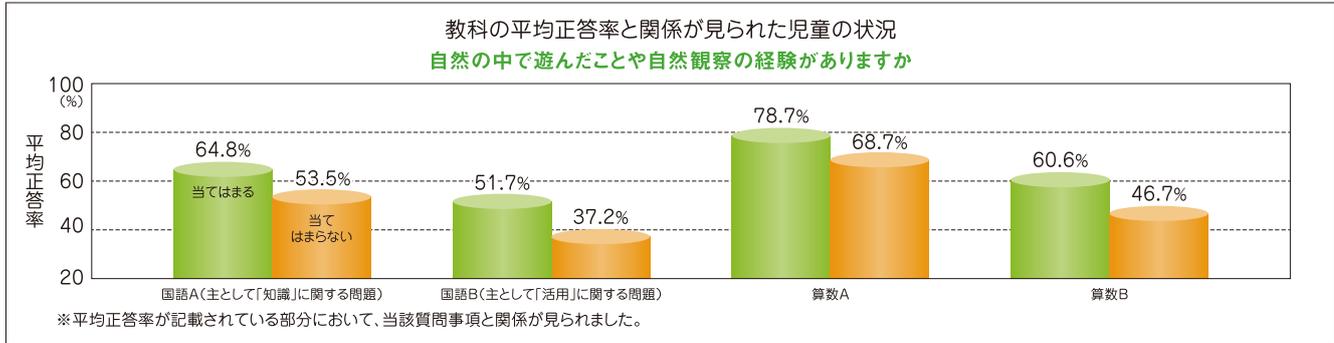


自然体験と学力

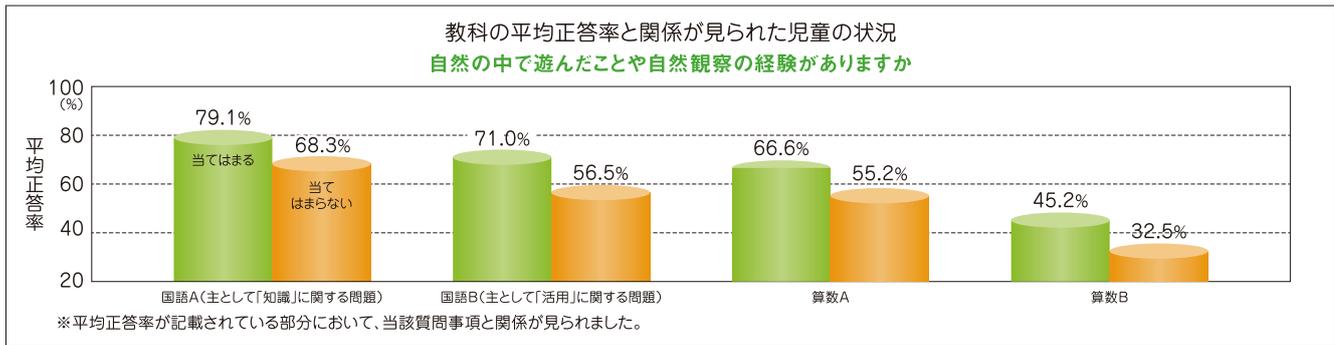
自然体験と学力との関係は、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」によると、「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある」と回答した子供の方が、小学校・中学校とも、学力調査の平均正答率が高い傾向にあります。

(出典)文部科学省、国立教育政策研究所「平成25年度全国学力・学習状況調査」

小学校第6学年



中学校第3学年

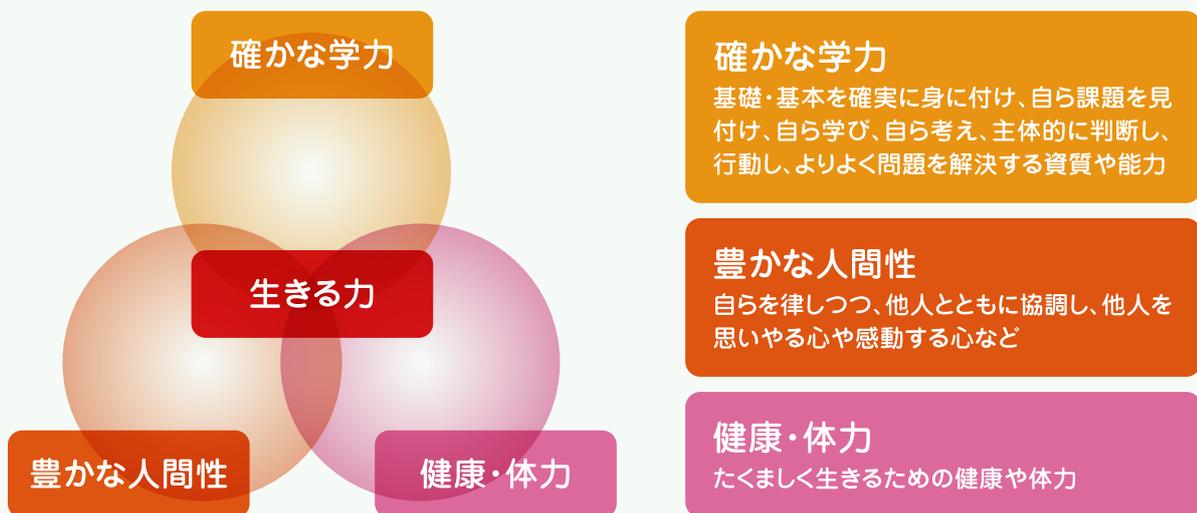


生きる力とは

column

「生きる力」は、平成8年の中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第1次答申)で、「[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむことを重視する」と提言されました。

この「生きる力」という理念は、現行の学習指導要領(全国どの地域でも、一定水準の教育が受けられるよう小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標やおおまかな内容を定めている)にも引き継がれています。



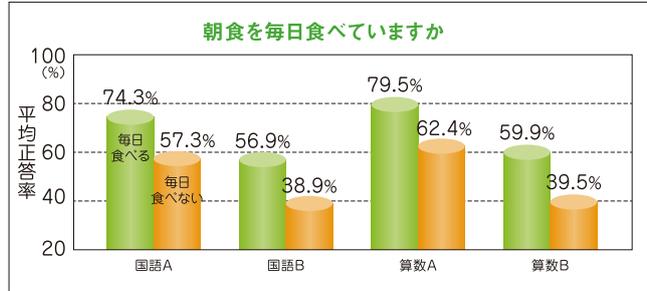
朝ごはんと学力・体力

基本的な生活習慣と学力や体力との関係は、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、朝ごはんを食べる子供ほど、小学校・中学校とも、学力調査の平均正答率や体力が高い傾向にあります。

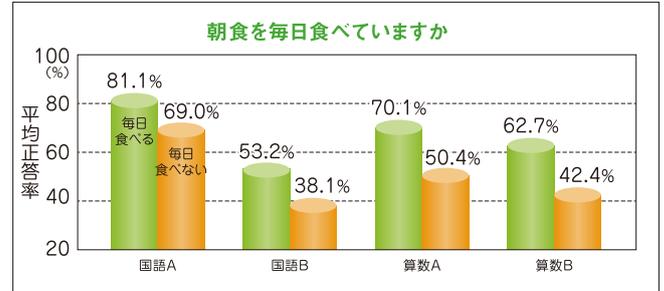
(出典)文部科学省、国立教育政策研究所「平成26年度全国学力・学習状況調査」

[そのほか教科の平均正答率との関係が見られた項目]

小学校第6学年



中学校第3学年



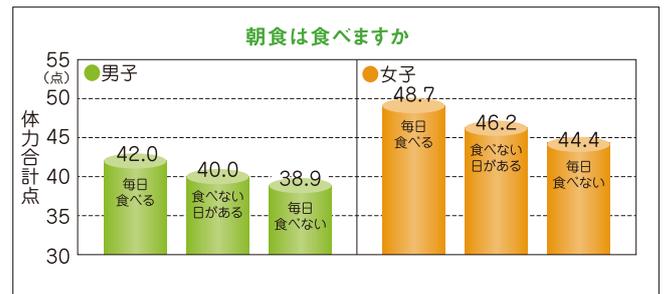
(出典)文部科学省「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

[朝食の摂取状況と体力合計点との関連](80点満点)

小学校第5学年



中学校第2学年



生活リズムをつくる「早寝早起き朝ごはん」運動

column

子供たちの健やかな成長には、十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動など、規則正しい生活習慣を身につける事が大切です。

しかしながら、夜更かしや朝食の欠食など、子供たちの基本的な生活習慣の乱れが指摘されました。

そこで、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目的に、PTAや子ども会、青少年団体、読書・食育推進団体等の賛同を得て、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、様々な取組が展開されています。



早寝早起き朝ごはん

検索

「早寝早起き朝ごはんガイド」や「朝ごはんポケットレシピ」など、様々な資料がダウンロードできます。

体験活動の定義

column

「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(中教審答申H19)では、「本答申では」としながら、次のように定義しています。

- 経 験** 人間が実際に見たり、聞いたり、行ったりすることを広く指して用いている。
- 体 験** 能動的な経験や具体的な経験を指して用いている。
- 体験活動** 体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験を指して用いている。

H25「今後の青少年の体験活動の推進について」(中教審答申)では、この定義を踏襲するとしながら、体験活動の意味には2つあるとしています。

- 体験活動 目的** 体験活動そのものを目的とする場合
- 体験活動 手段** 体験活動を手段として何らかのことを学び取らせる場合

体験活動に関する情報が満載の国立青少年教育振興機構のホームページ

column

国立青少年教育振興機構は、体験活動の指導者のために、様々な情報をホームページに掲載しています。

- **どこで活動したらよいかを考えている方には**
→「青少年活動場所ガイド」:全国の青少年教育施設等が、地域や活動内容で検索できます。
- **どんなプログラムしたらよいか考えている方には**
→「教育事業プログラム検索」:全国の国立青少年教育施設で実施したプログラムが、対象や目的で検索できます。
- **どんな活動したらよいか考えている方には**
→「体験・遊びナビゲーター」:クラフトや遊びなど、様々な活動内容について準備する物ややり方などを紹介しています。



国立青少年教育振興機構

専門的なスキルを身につける研修

column

体験活動の専門的な知識・技術を身につけるためには、様々な団体等が主催する研修会に参加することが必要です。指導者資格を取得できる主な研修をご紹介します。

- 自然体験活動**
- キャンプ**
- ネイチャーゲーム**
- レクリエーション**

子供の心理と 子供との接し方



■めあて

子供を対象とした体験活動事業を実施すると、仲間とすぐに打ち解ける子供や笑顔があふれる子供、指導者の話をきちんと聞ける子供がいる一方で、指導者にはなつくけれど仲間とは一緒に行動ができない子供や表情が硬い子供、指導者の話を聞かない子供など、色々な子供が参加します。

また、子供の言葉は聞くことができるし、行動は見ることができますが、心の中・気持ちをみることはできません。指導者には、子供の言動や表情などから心のあり様を推し量ることが求められます。

ここでは、指導的な立場で子供と接する際の留意点を、子供の心理の視点から学びます。

■ポイント

- 1 指導者が自分の持っている尺度だけ子供に接すると、傷つけてしまうことがある。
- 2 子供には、個人差はあるものの、多くの子供たちに共通してみられる発達段階ごとの特徴がある（発達課題）。

各成長段階で、発達課題を達成することで、望ましい継続的な成長が期待される。

3 子供たちをやる気にさせる接し方

- (1) 指導者自らが心を開く
- (2) 子供の話を聴く（傾聴と非言語的コミュニケーションが重要）
- (3) 子供を肯定的にみる
- (4) 指導者の気持ちを伝える「メッセージ」

■「みる」・「きく」を漢字で表すと

column

「みる」を漢字で表すと「見る」の他に、「観る」、「診る」、「看る」「視る」等があります。漫然と子供たちを見るのではなく、その時々の子供に応じた「みかた」があります。同じように「きく」には「聞く」の他に、「聴く」や「訊く」があります。

1. はじめに

大人が急に大人になったわけではないように、子供も急に何でもできるようになるわけではありません。

また、現代の子供は、体験不足であるということをよく言われますが、子供は子供なりに体験をしてくれているのです。ただし、子供たちを取り巻く環境の多様化に伴い、体験の内容や質の差異が大きくなってきていることが予想されます。

何が不足していると言われているのか、どうしたら不足を補えるのかは、「足りない」と言われるだけでは分かりません。そうした中で、「○年生だから、これぐらいできて当たり前」「○年生なのに、こんなこともしたことがないの」などと、自分の持っている尺度で接しようとする、指導者側が善かれと思ってやったことでも子供たちを大きく傷つけることがあります。

2. 発達を意識した関わりを行う

文部科学省は、子供たちに接する際に、子供たちの発達段階を意識した関わりが重要であるとしています。

「子供の成長過程においては、個人差はあるものの、多くの子供に共通してみられる発達段階ごとの特徴がある。子供は発達段階ごとに視野を広げ、自己探求を深め、志を高めていくが、各発達段階における特徴を踏まえた成長をそれぞれの段階で達成することで、子供の継続性ある望ましい発達が期待される。一方、こうした段階における望ましい発達がなされなかった場合には、その後の発達にも支障が生じる可能性があることが指摘されている」(文部科学省「子どもの発達段階毎の特徴と重視すべき課題」より)

ここでは、エリクソンの発達段階と発達課題を紹介します。

| | |
|--------------------|----------------|
| ①乳児期 (0~1才半) | 基本的信頼 ⇄ 基本的不信 |
| ②幼児期初期 (1才半~3才) | 自律 ⇄ 恥・疑惑 |
| ③遊戯期 (3~6才) | 自主性 ⇄ 罪悪感 |
| ④児童期 (6~13才) | 勤勉性 ⇄ 劣等感 |
| ⑤青年期 (13~22才) | 同一性 ⇄ 同一性の混乱 |
| ⑥成人前期 (22~40才) | 親密 ⇄ 孤立 |
| ⑦成人後期 (40~65才) | 生殖性 ⇄ 自己没頭(停滞) |
| ⑧老年期 (65才~) | 統合性 ⇄ 絶望 |



エリクソン

現代精神分析学の代表的理論家。自我同一性(アイデンティティ)理論を展開した。また、人格発達段階の図式を提唱した。『日本語大辞典』講談社

人は生理的早産の生き物と言われていて、生まれた時には自分で立つことも、話すことも、食事をとることもできません。そこから、子供たちの対人関係はスタートしていくのです。

まず、**乳児期**は自分にとって重要な他者との関係を確立することから始まります(基本的信頼)。自分が泣いたら駆け寄ってきて自分の不快なことを取り除いてくれる、自分が笑ったら一緒に笑ってくれる、そういう自分にとって重要な他者との間での一体感や信頼感を感じる中で、トイレトレーニングなどに励んだり、危険なことを学んだりします。「この人が喜ぶことをしたい」「この人から“ダメ”と言われたことはダメなのだ」と相手を思いやる気持ちや善悪を判断する基礎づくりができるのです(自律)。

その段階を経て、**幼児期**には、自分の力で出来ることを増やし、様々なことにチャレンジしていくことが可能となります。「自分で(する)!!」という言葉を使いたがるようになるのです。大いに自信をつける時期です(自主性)。

児童期は、本格的な学習が始まる時期です。幼児期につけた自信が揺らぐ場面が出てきます。その中で、試行錯誤しつつ自分の気持ちに折り合いをつける技術を学びます。例えば、学習面でもやりたい時だけではなく、やりたくない時も忍耐強く勤勉に学び、課題を完成させる喜びを経験し、周囲からもその取り組む姿勢をしっかりと認められることが望めます(勤勉性)。

小学校高学年から中学生ぐらいの時期は、周りの人に対して批判的になったり、周りから見られる自分のことがいろいろと気になったりしてきます。“これが自分なのだ”と自分の能力や知識、そして限界などについても、現実的な自分を模索し、そして自分は他の誰とも違う自分であり、そして、その自分であり続けるのだという感覚を持つことが重要とされています(同一性)。



3. 子供への接し方 ～子供たちをやる気にさせる様々な方法～

(1) 自己開示から始める

子供たちが心を開きやすいように、まず自分の心を開くことを意識します。

⇒「お名前、なんていうの?」から始めるのではなく、

「こんにちは。私は、〇〇です。～」から会話を始め、子供たちが心を開く際のモデルを示します。

(2) よりよく話を聞く(相づちや頷きなど、非言語的コミュニケーションを効果的に用いる)

- ① 話している子供のほうにからだを向け、視線はタイミングよく合わせる。
- ② 表情はやわらかく。
- ③ ふざけたり、皮肉を言ったりしない。
- ④ 返事は「うんうん」「そうなんだね」など、相づちを打ち、一呼吸おいてから行う。
- ⑤ 他に、質問や感想を付け足せるとなおよい。

■非言語的コミュニケーション

column

コミュニケーションとは、人間が互いにその意思・感情を伝達し合うことです(『日本語大辞典』講談社)。言葉を使って意思を伝達し合うことを「言語的コミュニケーション」といい、言葉を使わないコミュニケーションを「非言語的コミュニケーション」といいます。身ぶり手ぶりや表情、視線、姿勢などによって行われます。

(3) よりよく見る(言い方を変えれば、心への届き方も変わる)

大人からの視点を変えた見方をしてもらえることによって、子供たちの自分に対する受け取り方も変わっていきます。自分の中に確かにあるものをよりよく見てもらえるという実感を得る中で自己を肯定する気持ち(⇒ 自己肯定感、自尊感情)が育まれていくのです。

| | | |
|----------------|---|--------------------------------|
| 荒っぽい | ➡ | 元気いっぱい、やりたい気持ちがあふれている |
| 甘えん坊 | ➡ | 人を信頼することができる、困ったときに相談できる力がある |
| 落ち着きがない | ➡ | いろんなところに興味が向く |
| おとなしい、自己主張をしない | ➡ | 相手の話をよく聞く |
| すぐふてくされる | ➡ | 敏感、その子なりの言い分や考えを聞いて欲しいとサインを出せる |
| 何を考えているのかわからない | ➡ | 心の中で、自分の体験や感情を消化しようとしている |

(4) よりよく伝える(「アイ」メッセージを意識する)

主語を“私”にして伝えます。

「私は、こうしたほうがいいと思うよ」

⇒主観的な感想・見方を伝えて
押しつけがない。

「こうしなさい」

⇒評価につながる。
上下関係がある。



■アサーティブ・コミュニケーション

column

アサーティブ・コミュニケーションとは、自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べることとされています。

人との関わり方に関する特徴的な3つのタイプ

アグレッシブ(攻撃的)なタイプ
【自己肯定・他者否定】

相手のことを考えず、自分のことを優先して行動したり、発言したりする人。

ノン・アサーティブ(非主張的)なタイプ
【自己否定・他者肯定】

自分のことを二の次にして相手を立てる、あるいは相手を重要視する行動をしたり、発言したりする人。

アサーティブ(さわやかな自己主張的)なタイプ
【自・他肯定】

自分も相手も大切にしようとするやり方。自分の言いたいことを率直に、素直に言おうとする人。

(国立諫早青少年自然の家教育事業「アサーティブ・コミュニケーション研修会」長崎大学大学院教育学研究科准教授内野成美先生の講義資料から作成)

子供の人権と 指導者のモラル



■めあて

地域における体験活動指導者の皆さんは、知識や経験の豊富さ、人間性等から子供達のあこがれや夢の対象、成長のモデルとなる存在です。

しかしながら、指導者自身の固有的な観念や経験上だけの判断で、子供の指導に当たると、子供の心を傷つけたり、間違った認識を助長してしまったりすることがあります。

ここでは、指導者に求められるモラルを、人権の視点から学び、指導者としての多様性や寛容性の向上につなげていただきたいと思います。

■ポイント

- 1 子供には、すべての人が生まれながらに持っている人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利である「人権」がある。
- 2 「人権」は、すべての人に認められるべき基本的な権利であり、他人の「人権」を侵すことは許されない。
- 3 相手の人間としての尊厳を無視し、傷つける行為は人権侵害にあたる。
子供への指導の場面で起こる例としては、体罰、暴言、セクシャルハラスメントなどがある。
- 4 指導者が人権侵害を起こさないために必要なこと
(1) 正しく知ること (2) 意識化を図ること (3) 行動化につなげること
- 5 人権侵害が起こった場合は、他の指導者に相談し、適切な対応を行うとともに、起こった背景や過程を検討するなど、同じことが繰り返し起こらないよう対応力を高めることが重要である。

1. 人権についての基本的な考え方

(1) 人権とは

「人権」とは、すべての人が生まれながらにもっている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

「人権」は、抽象的な概念ではなく、条約や憲法、法律、条例といった「法」で守られている個別の権利

(生きる権利、表現の自由、人にふさわしい生活を求める権利、人として大切にされる権利、教育を受ける権利など)の総称です。1948年の「世界人権宣言」で、世界の誰でも、いつでも、どこでも、人間としての尊厳が大事にされ、守られるとされました。

また、「人権」は、「義務を果たさないものには権利は認められない」というクリーンハンズの原則(「権利を主張する者は、自らの手もきれいでなければならない」という考え方)は適用されません。それは、「**人権は、人間が生まれながらにもっている必要不可欠で基本的な権利**」であり、基本的であるがゆえに奪ってはならないと考えられているためです。人権は、否定されたら、人間として生存できなくなるという最低限の条件を定めたものであり、たとえ義務を果たさない人でも、「人権」を主張することは認められます。

しかし、「人権」にも一定の制約は伴います。それは、「**他人の人権を侵してはならない**」という**制約**です。「人権」はすべての人に認められるべき基本的な権利ですから、誰であっても他人の「人権」を侵すことは許されません。いくら表現の自由があるからといって、他人の名誉やプライバシーを侵すことはできません。ですから、「人権」は決して独りよがりなわがままを認めるものではありません。

(2)個別の人権課題

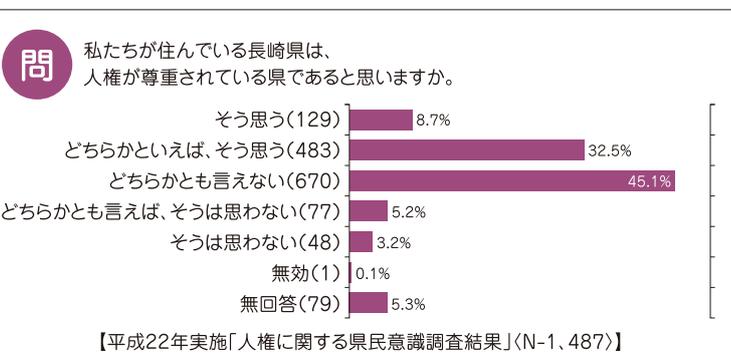
個別の人権課題としては、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等、ハンセン病元患者等、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、その他にも、原爆被爆者に関する問題、アイヌ民族、性的少数者(セクシャルマイノリティー)等が存在しています。

それぞれの課題について、条約、憲法、法律、条例等において、歴史的経緯、現状と課題、解決に向けた取組、救済制度、解決に向けた法的根拠、具体的な施策等が示されています。

例えば条約では、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「人種差別撤廃条約」等の人権の国際基準が示され、条約の批准に伴い、国内法の整備や条例の制定や施策により、実効性のある取組が進められてきました。

子供の人権では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「児童虐待防止法」、「出会い系サイト規制法」、「青少年インターネット環境整備法」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策法」等があります。また、体罰は学校教育法第11条により禁止されています。

女性の人権では、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画基本計画」、「ストーカー規制法」、「DV防止法」等があります。



「長崎県人権教育 啓発基本計画」平成24年

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2. 子供の人権を理解し、人権意識を備えた指導者であるために

(1) 身近に起こる人権侵害事例

教育や指導といった場面で**身近に起こる人権侵害事例**として、**体罰、暴言、セクシャルハラスメント**などがあります。指導側が上位に位置するなど、対等でない関係の場合に、一方的に相手をなじったり、否定したり、性的に不快な言葉を浴びせたり、あるいは、叩いたり、蹴ったり、身体に触れたりする等の行為が起りやすくなります。受けた当人は、人格が否定されたと捉え、精神的にも肉体的にも大きなダメージを被ります。長期に及ぶ場合もあれば、一回でも打撃が大きい場合もあります。

上司と部下の間で起ればパワーハラスメント、性的な内容の場合はセクシャルハラスメントと言われます。子供と教師や指導者の場合は体罰や暴言、親子の間であれば虐待です。相手の人間としての尊厳を無視し、傷つける行為は人権侵害に当たります。

(2) 人権侵害を防ぐために

このような人権侵害を起こさないために必要なことは、一つ目は正しく知ること、二つ目は意識化を図ること、三つ目は行動化につなげることです。

体験活動の指導において大切なことは、子供の人間としての尊厳を大事にするという人権についての正しい知識を持つことです。

そして、子供が問題となる行動をとった際には、その行動の背景にある要因や環境等を明らかにし、なぜそのような行動をとったのかを正しく理解することです。背景や原因を考えることで、感情に任せて指導するのではなく、その子供に合った指導の方法を工夫し、意識して指導することができます。

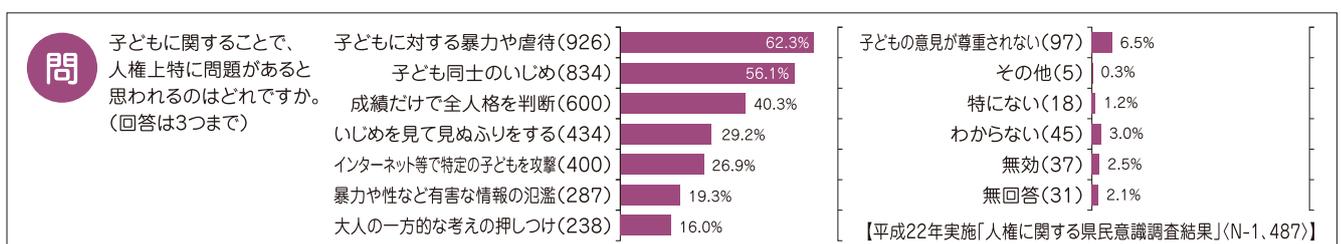
また、他の指導者や保護者と課題を共有することで、より多様な視点で子供達を見守り、指導ができます。それは同時に、指導者への信頼感や親近感、さらには子供達の自主性や、自分を価値ある存在として認識する自尊感情等を育成することにつながります。

(3) 人権侵害を起こした時は

それでも不幸にして人権侵害事例が起こった場合は、一人で抱え込まずに他の指導者や管理者的な立場の方々等に相談し、適切な対応を行うことが大切です。

起こった事実と向き合い誠実に対応することで、傷ついた子供達のケアや必要な取組につながります。それは同時に、その指導者の誠実さや生き方に学ぶ機会を子供たちに示すことにもなります。保身に走ったり、責任を転嫁したりしては、不要な対立や混乱を招き、子供や親、周囲の関係者をさらに傷つけ、解決困難な状況に陥ってしまいます。誠実で迅速な対応こそが解決の糸口を示してくれます。

さらに、人権侵害が起こった背景や過程を検証し、どのように行動すれば未然に防げたかを関係者で検討することや、研修会を開き、ケースごとの対応を検証したり、ロールプレイ等を行ったりすることで、チームや組織としての対応力を高めることができます。



「長崎県人権教育 啓発基本計画」平成24年

3.おわりに

自然活動体験が、子供の成長や癒しに大きな効果を持ち、成長を支える大変重要な役割を担っていることは、人権教育においてもその重要性や意義が多く語られてきました。

一人ひとりの子供を大事にする人権尊重の考え方は、様々な場面で重要になってきています。皆さんが、人権感覚を備えた指導者として、また、人権が尊重される社会実現の主体者として力を発揮していただくことが望まれます。

<参考資料> ・「一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター」ホームページ <http://www.hurights.or.jp/>
・長崎県人権教育・啓発基本計画(改訂版)

【あなたの人権意識チェック】

こんなことを言ったり、したりすることはOKですか？

- あなたは生まれてからずっと今のところに住んでいるのですか？
- あなたのお父さん(お母さん)の職業はなんですか？
- ふざけて指示に従わない子供の頭を、軽く叩くのは構わない。
- ルールを守らない子供には、罰として食事を抜きにすることは許される。
- 低学年の女の子ならば、多少は体に触ってもよい。
- 野外炊事では、薪割りや男子、調理は女子の役割である。
- 個人的に連絡をとるために、住所や電話番号を聞くこと。
- 子供に断らずに写真を撮ること。
- 活動の様子を写真に撮り(子供の顔が分かる程度)、ホームページやブログなどに、保護者に無断で掲載すること。

【その他のモラル】

大人は子供の鏡です。大人が率先して、模範となる言動をとりましょう。

- 丁寧な言葉遣い、正しい言葉遣いをしましょう。子供だからといって、「おまえ」とか「てめえ」とか、「バカやろう」「このやろう」と言うのはよくありません。
- 服装は活動に適していますか。野外活動の際、子供に長ズボンをはくように指示をして、大人が半ズボンということはよくありません。
- 大人どうしが仲のよいところを見せましょう。

子供の目線になりましょう



子供の身体は小さくても、心は大人と一緒にです



安全管理の ポイント



■めあて

体験活動における安全管理とは、事故によるケガ人や病人を出すことなく活動を実施できるように準備することです。また、身体的なことばかりでなく、心理的な不安やストレスを軽減することも求められます。

心理的なことについては、すでに紹介されているので、ここでは、身体面における安全管理の基本的な知識を学びます。

■ポイント

1 体験活動において、ケガや病気につながる危険（リスク）を、まったく排除することはできないことから、危険がある状態でも、ケガや病気にならないようにすることが求められる（このことをリスクマネジメントという）。

2 安全の3原則

- (1) 何事よりも安全が優先される（安全第一）
- (2) 自分の身は自分で守る
- (3) 参加者や関係者が社会的なルールやマナーを守る

3 リスクマネジメントの内容

- (1) リスクを発見・予想・予知する
- (2) リスクを分析・評価する
- (3) リスクをコントロールする対策を立案し実施する
- (4) 事故・病気につながった際の対応案を作成する
- (5) 応急処置スキルを習得する

4 安全な活動のための弁護士からの提言（日本アウトドアネットワーク顧問弁護士 早川修氏）

- (1) 子供を見失わないこと
野外活動中の死亡事故は、指導者が子どもを見失うことにより生じることが最も多い。
- (2) そのためには、i 注意の与え方 と ii 監視体制 が重要。
子どもの数に応じた指導者の数をそろえるだけでなく、指導者間において、**役割分担を定める**ことが重要。

1. 安全な活動とは

どのような状態を安全というのでしょうか。逆に安全ではない状態を考えてみると、危険(安全を脅かすものを「リスク」という)と思われることが存在している状態になりますから、安全な状態とは危険(リスク)を排除すれば、良いと考えられます。

しかし、体験活動の場合、危険を排除するには活動を中止することや実施しないことを求められてしまうことが多々あります。それでは、体験活動の普及にはつながりません。

ここで必要なことは危険がある状態でも、ケガや病気にならないようにすることが求められています。言い換えると危険(リスク)をうまくコントロールすることになります。このリスクコントロールを、最近では「リスクマネジメント」と広く解釈するようになってきました。

また、リスクマネジメントを含め、安全に体験活動ができるようにすることを**安全管理**と言います。

2. 安全の3原則

NPO法人自然体験活動推進協議会は、リスクをコントロールする原則として、次の3つのことを提唱しています。

(1) 安全第一

何事より安全が優先されるということです。天候が悪化し安全が確保出来ないと判断したら、活動を中止する勇気を持つことです。

(2) 自分の身は自分で守ることが前提

指導者等がすべてのリスクに対処することは、指導者の負担が大きくなるばかりでなく、そもそもムリとも言えます。活動に参加する本人が自分の身を守る行動が必要です。しかし、幼児や未成年者に対しては、状況や活動内容にもよりますが、求めることの範囲が変わってきますので、注意が必要です。

(3) 参加者や関係者が社会的なマナーやルールを守る

ただし、最近はこの一般的なマナーについての常識が通用しない場合があることも理解しておいてください。

3. 安全管理の手順・内容

- ①危険(リスク)の発見・予想・予知
- ②危険(リスク)の評価・分析
- ③危険(リスク)をコントロールするための対策の作成と実施
- ④危険(リスク)が事故や病気につながった時の対策の作成
- ⑤事故や病気になった時に対応できるスキルの習得

活動前にすること

活動中にすること(事故発生時を含む)

活動後にすること(事故後の対応を含む)

事前に計画する=安全管理

4. 危険(リスク)の対象(リスクを発見する視点)

危険(リスク)を発見・予想・予知する視点として、次のことをあげることができます。

(1) 人的要因

「人」とは、子供ばかりでなく、指導者自身のことも含まれます。子供や指導者の**体力、運動能力、疲労、意欲、集中力、性別、年齢、経験年数**など、人に関する要因です。

(2) 物的要因

子供たちの**服装や活動で使用する用具、利用する施設が提供してくれる設備**など、物に関する要因です。

(3) 環境要因

天候やフィールド(場所)、施設など、環境に関する要因です。天候については、活動時の天候ばかりでなく、活動前の天候(活動の前に大雨が降ったなど)や今後の気象情報も重要です。

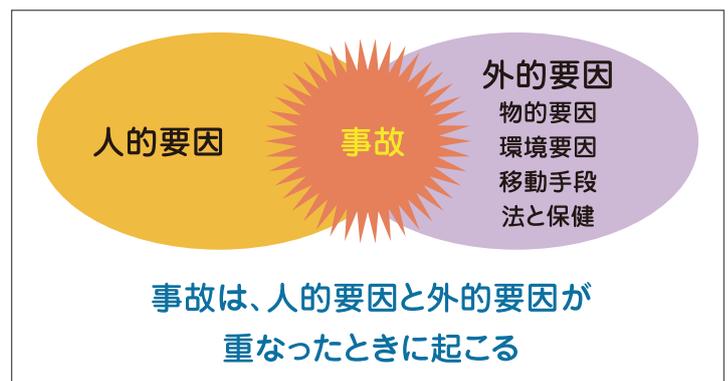
(4) 移動手段

移動手段に関する要因です。近年、バス事故が相次いで起こったり、韓国では船舶による事故が発生したりしています。

(5) 法と保険

活動自体や活動場所が法律や条例等に違反していないか、個人情報の扱いは適切かなど、**コンプライアンス遵守**が重要です。

また、子供がケガをして治療した場合に適用される**傷害保険**や、**指導者の賠償保険**に加入していることが必要です。



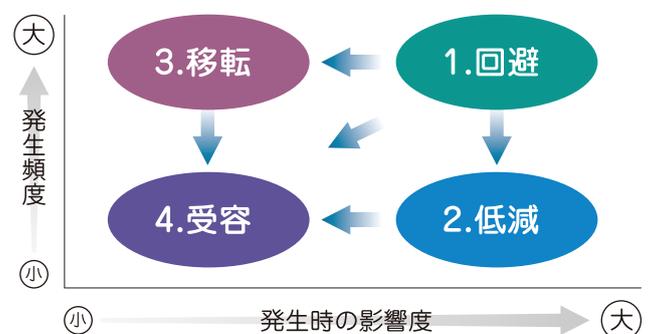
5. 危険(リスク)の分析と評価

(1) リスクの分析・評価の意味

リスクを発見・予知したら、そのリスクを「発生時の影響度」と「発生頻度」の視点で分析し、活動が実施できるかどうかを評価します。

(2) 手順

- ① 発見・予知したリスクを図中の範囲に当てはめます。
- ② 「1:回避」の範囲に該当するものから対策を検討し、「4:受容」の範囲になったら実施します。
- ③ 回避:中止すること
低減:時間を短縮する、ルールを変更するなど
移転:場所や道具を変更するなど
受容:コントロールできている状態



- ・回避:大雨が続き登山道での落石の危険性が高いので、中止する。
- ・低減:現地まで行き、落石の兆候が見えたら中止する。
- ・移転:落石の危険性が低いルートに変更する。
- ・受容:登山をやめて、周辺のハイキングに変更する。

6. 時間軸による安全管理(リスクをコントロールする対策)

(1) 活動の企画時(事前)

1) 指導者に対して行うこと

- ① 活動の目的やねらいを確認し、指導者間で共有する。
- ② 活動のねらいに沿ったプログラムを作成する。
(時間的・精神的・肉体的にゆとりを持たせることや活動の特性を活かす)
- ③ 活動で使用するフィールドや施設の安全対策を確認する。
- ④ 活動場所の下見(実地調査)を行い、リスクを発見・予想・予知する。
- ⑤ リスクを分析・評価し、安全管理に関するスタッフの体制を確認する。
- ⑥ 緊急時の対応マニュアル(緊急時の連絡体制を含む)を確認する。
- ⑦ 指導者に対するトレーニング(子供への安全指導や応急処置)を行う。
- ⑧ 傷害保険と賠償責任保険への加入を確認する。

2) 保護者・子供に対して行うこと

- ① 活動案内(募集要項)で、活動のねらい、内容、危険性を周知する。
- ② 保護者(子供を含む)への参加案内で、持ち物、服装、注意事項等を伝達する。
- ③ 保護者から、子供の健康面や性格特性等の情報を収集する。

(2) 活動中に必要なこと(活動中)

1) 子供に対して行うこと

- ① 「自分の身は自分で守る」こと(危険が存在することや回避すること)を指導する。
- ② 活動のルールを遵守することやスタッフの指示に従うことを指導する。

2) 指導者が行うこと

- ① プログラム計画に沿った運営を行う。
- ② 参加者の人数チェックを活動開始時・活動中・活動終了時に行う。
- ③ 参加者の行動を絶えずチェックし、異常を発見する。
- ④ 当日の気象を確認し、活動の可否を判断する。
- ⑤ 活動前に用具・備品等を確認し、適正に使用する。
- ⑥ 連絡手段を確保する。
(携帯電話、無線機等。できれば無線機を確保する)
- ⑦ **指導者**を適切に配置する。
- ⑧ 現場で危険を発見したら、回避する行動をとる。

(3) 活動終了後に必要なこと(活動後)

- ① 実施した内容を記録し、評価する。
- ② 「ヒヤリハット」アンケートを実施する。
- ③ 事故が発生した場合は、保護者への謝罪、保険の手続き、報告書の作成などを行う。

■「ヒヤリハット体験」の活用

column

活動中には、事故や病気にはつながらなかったが、「ヒヤリとした」「ハットした」ということがあります。こうしたことを見過していると大きな事故につながる危険性を指摘したのが「ハインリッヒの法則」です。

ハインリッヒの法則(1:29:300の法則)

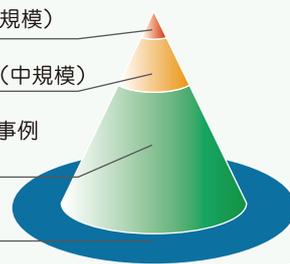
大規模 1件(重傷者や死者が出たような事故)
中規模 29件(かすりきず程度の小さな事故)
小規模 300件(ヒヤッとしたり、ドキッとしたこと)

1つの大事故(大規模)

29の小さな事故(中規模)

300のヒヤ・ドキ事例
(小規模)

安全でない状態



長崎の体験活動イベント情報サイト

ながさき・たいけん・ねっと



どんな施設や団体があるのか、どこにあるのか、
どんな事業を実施しているのか。

青少年教育施設や子供たちの体験活動事業の
情報は、長崎県教育委員会が運営する
「ながさき・たいけん・ねっと」で検索できます。

ながさき・たいけん・ねっと

検索

「体験の風をおこそう」運動

近年、社会が豊で便利になるなかで、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している傾向にあります。そこで、独立行政法人国立青少年教育振興機構が中心となり、全国の青少年団体等と連携し、子供の健やかな成長に、体験がいかに大切かを広く発信し、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を展開しています。

また、平成26年度は、地域での取組を促進するために、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を展開しており、長崎県においても関係機関等が実行委員会を組織し、実施しています。

<体験の風をおこそう運動を推進している団体(推進委員会構成団体)>

- | | | | |
|--------------|---------------|-------------------|------------------|
| ①ガールスカウト日本連盟 | ⑥全国子ども会連合会 | ⑩日本子守唄協会 | ⑬ハーモニセンター |
| ②国立青少年教育振興機構 | ⑦全国児童養護施設協議会 | ⑪日本体育協会 日本スポーツ少年団 | ⑭ボーイスカウト 日本連盟 |
| ③自然体験活動推進協議会 | ⑧全国スポーツ推進委員連合 | ⑫日本PTA全国協議会 | |
| ④社会通信教育協会 | ⑨全国ラジオ体操連盟 | ⑬日本ユースホステル協会 | |
| ⑤全国公民館連合会 | ⑩日本キャンプ協会 | ⑭日本レクリエーション協会 | |

SPECIAL THANKS (原稿をご執筆いただき皆様に感謝申し上げます)

- | | | | |
|-----------------|-------------------|------------------------|------------|
| ■諫早市立諫早小学校 | 教諭 真崎 哲也様 | ■森っ子クラブ | 宮田 日登美様 |
| ■長崎県立佐世保青少年の天地 | 所長 三島 智彰様 | ■長崎大学大学院教育学研究科 | 准教授 内野 成美様 |
| ■長崎県立千々石少年自然の家 | 所長 城田 忠信様 | ■長崎県県民生活部人権・同和対策課教育研修班 | 係長 岩川 克行様 |
| ■長崎県子ども会育成連合会 | 事務局長 松尾 孝一様 | ■野外教育事業所 ワンパク大学 | 代表 三好 利和様 |
| ■ガールスカウト長崎県連盟 | 連盟長 木田 ほづみ様 | | |
| ■日本ボーイスカウト長崎県連盟 | 県連盟コミッショナー 瀬端 孝夫様 | | |

(掲載順)

「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①長崎県教育庁生涯学習課 | ⑤一般財団法人長崎県子ども会育成連合会 |
| ②諫早市教育委員会生涯学習課 | ⑥長崎新聞社 |
| ③諫早市立諫早小学校 | ⑦国立諫早青少年自然の家(事務局) |
| ④長崎県立千々石少年自然の家 | |

〒859-0307 長崎県諫早市白木峰町1109-1
TEL 0957-25-9111 FAX 0957-25-9115

諫早自然の家

検索



[事務局]
国立諫早青少年自然の家

